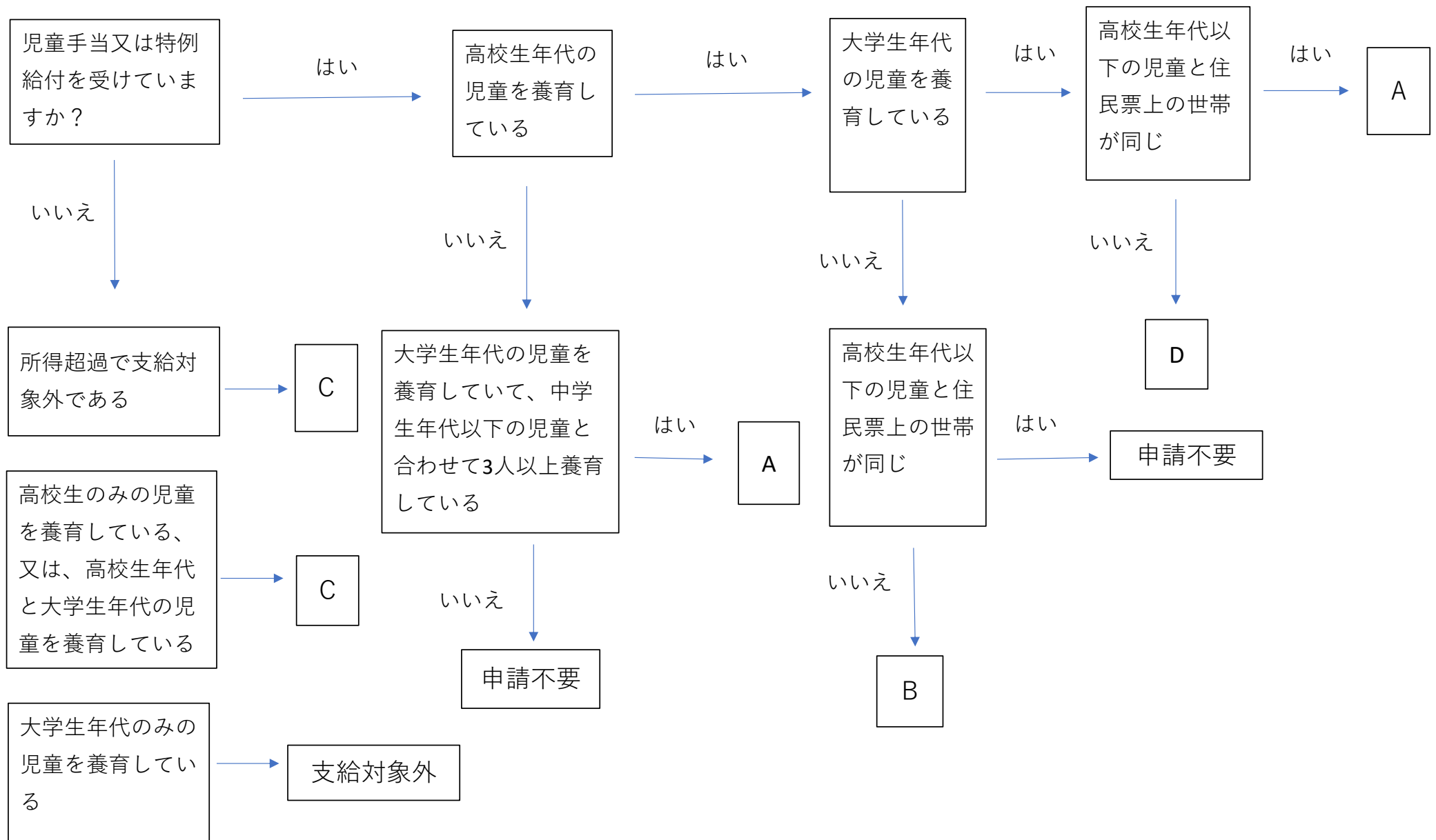


●申請対象者イメージ図（高校生年代までの児童を養育している方で下記のA～Dの事項に該当する方）



●児童手当の支給手続き

※申請不要の方

現在児童手当を受けている世帯で、高校生年齢児童がいる世帯(高校生年齢児童が住民票上同じ世帯)や高校生年齢以下児童のみで第3子以降の児童がいる世帯は、職権で増額とし、額改定認定通知書を令和6年12月の支給日までに送付します。

申請対象者 A

- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書（大学生年代の児童について記入してください）

申請対象者 B

- ・ 別居監護申立書(支給対象児童のうち住民票上の世帯が異なっている児童分について記入してください)

申請対象者 C

○高校生年代までの児童を養育している方、又は、高校生年代までの児童と大学生年代の児童を養育していて、養育している児童の人数が2人以下となる方

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 別居監護申立書(支給対象児童のうち住民票上の世帯が異なっている場合のみ提出してください)

○高校生年代までの児童と大学生年代までの児童のどちらも養育していて、養育している児童の人数が3人以上となる方

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書（大学生年代の児童について記入してください）
- ・ 別居監護申立書(支給対象児童のうち住民票上の世帯が異なっている場合のみ提出してください)

申請対象者 D

- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書（大学生年代の児童について記入してください）
- ・ 別居監護申立書(支給対象児童のうち住民票上の世帯が異なっている児童分について記入してください)